

# 税金相談室

## 贈与による課税・非課税

北海道医師会顧問税理士 留目 正

問：うっかり、土地や家屋を妻や子供名義にして贈与税を払った等と聞きます。贈与税はどんな場合に課税されるのかご教示下さい。

お答え：贈与によって財産を取得すると、その分だけ資力が増加し、税金を負担する能力が生じることになります。贈与税の納税義務者は、贈与により財産を取得した個人とされています。

贈与を受けても、贈与税のかからない場合と、かかる場合とを列挙して参考に供します。

### I 贈与税のかからない場合

#### 1. 法人からの贈与による取得財産

贈与税は課税されませんが、所得税（一時所得）がかかります。

#### 2. 扶養義務者からの生活費、教育費

親等の扶養義務者から、生活費や教育費に充てるため贈与により取得した財産のうち、通常必要と認められるもの。

この場合の生活費とは、その人の通常の日常生活を営むのに必要な費用をいい、治療費、養育費その他これらに準ずるものを含みます。

また、教育費とは、被扶養者の教育上通常必要と認められる学費、教材費、文具等をいい、義務教育費に限らないことになっています。

なお、生活費または教育費に充てるためのものとして贈与税の対象とならない財産は、生活費または教育費として必要のつど直接これらの用に充てるために贈与によって取得した財産を

ということとされています。したがって、生活費または教育費の名義で取得した財産を定期的のような預貯金にしたり、株式の買入代金もしくは家屋の買入れ代金に充当したような場合におけるそれらの預貯金または買入代金等の金額は、通常必要と認められるものとはされず、贈与税の課税対象とされます。

#### 3. 一般社会通念上の祝金や見舞金、香典等

個人から受ける香典、花輪代、年末年始やお中元等の贈答、祝物または見舞等のための金品で、法律上贈与になるものであっても、社交上の必要によるもので、贈与者と受贈者との関係に照らして社会通念上相当と認められる範囲のものについては贈与税は課税されないことになっています。

### II 贈与税のかかる場合

一般に贈与税がかかる場合は、贈与契約によって無償で財産をもらった場合です。1年間に110万円の基礎控除額を超えると、その超える額に対して税率の定めるところにより課税されます。なお、ここでは、相続時精算課税制度等一般的でないものについては内容が複雑なのでふれません。

しかしながら、正式な贈与でなくても、次のような場合は、通常贈与があったものとして贈与税が課税されます。

#### 1. 財産の名義変更があった場合

- ①妻や子供の名義を使って株券を取得した場合  
名義人が受贈者となります。
- ②預貯金の名義を移した場合  
名義人が受贈者になります。
- ③妻や子供名義に不動産を変更した場合

#### 2. 金銭の貸借があった場合

- ①親族間の無期限無利子の金銭貸借
- ②収入のない親子、夫婦間の金銭貸借
- ①②とも、返済の意志がないものとされると贈与税の問題がでてくる場合があります。

#### 3. 特別の経済的利益を受けた場合

- ①他人が掛けた生命保険満期金等を受けた場合
- ②財産を時価よりも著しく低価格で買った場合
- ③他人の土地（借地権のある）を権利金を支払わないで借りた場合